

「ふくい医療情報連携システム」におけるセキュリティポリシーの一部改定について

■ 「ふくい医療情報連携システム」におけるセキュリティポリシーに関する規程（開示側用）

現 行	改 定
<p>第5条 （連携システムへのアクセス）</p> <p>1 本会は情報とその目的に従って適切に使用されるよう、運用規定に基づくアクセスのみ許可する。</p> <p>2 本システムへの接続における端末の機器認証については病院の管理に従う。その際、病院で管理された端末以外からの接続はしてはいけない。</p> <p>3 ユーザ・パスワードは少なくとも60日ごとに変更する。</p> <p>4 パスワードは7文字以上とする。</p> <p>5 パスワードは数字と英字を組合せたものとする。</p> <p>6 HISのIDならびにパスワード連動を行うことを可とする。ただし、その場合、HIS側のパスワードは本システムの規定に基づき変更するものとする。なお、従来どおり、HIS側のパスワードとメディカルネットのパスワードを別管理することも可とする。</p> <p>7 システム起動時は必ずユーザIDとパスワードを入力し、ログイン処理を行いシステム利用することとする。</p> <p>8 連続した認証アクセス試行回数を6回に制限する。</p> <p>9 タイムアウト時間は15分間とする。</p>	<p>第5条 （連携システムへのアクセス）</p> <p>1～8 （変更なし）</p> <p>9 タイムアウト時間は<u>30分間</u>とする。</p>
<p><附 則> (制定期日)</p> <p>1 平成25年11月12日制定。</p>	<p><附 則> (制定期日)</p> <p>1 平成25年11月12日制定。</p>

(一部改定)

- 1 平成26年3月18日一部改定。
- 2 平成30年5月22日一部改定。

(施行期日)

- 1 平成26年4月1日施行。

(一部改定)

- 1 平成26年3月18日一部改定。
- 2 平成30年5月22日一部改定。
- 3 平成30年7月 1日一部改定。

(施行期日)

- 1 平成26年4月1日施行。

■ 「ふくい医療情報連携システム」におけるセキュリティポリシーに関する規程（閲覧側・専用端末用）

現 行	改 定
<p>第5条（連携システムへのアクセス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本会は情報がその目的に従って適切に使用されるよう、運用規程に基づくアクセスのみ許可する。 2 機器認証に伴い、協議会に対し事前申請をする。 3 ユーザー・パスワードは少なくとも60日ごとに変更する。 4 パスワードは7文字以上とする。 5 パスワードは数字と英字の組合せたものとする。 6 連続した認証アクセス試行回数を6回に制限する。 7 タイムアウト時間は15分間とする。 	<p>第5条（連携システムへのアクセス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～6（変更なし） 7 タイムアウト時間は<u>30分間</u>とする。
<p><附 則> (制定期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年11月12日制定。 <p>(一部改定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年3月18日一部改定。 2 平成29年6月30日一部改定。 <p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年4月1日施行。 	<p><附 則> (制定期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年11月12日制定。 <p>(一部改定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年3月18日一部改定。 2 平成29年6月30日一部改定。 <u>3 平成30年7月 1日一部改定。</u> <p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年4月1日施行。